

第 2 2 期 第 2 回 埼玉県社会福祉審議会 議事録

◆ 日 時

平成 2 5 年 1 月 2 8 日 (月) 午後 2 時 0 0 分～ 4 時 0 0 分

◆ 場 所

埼玉会館 7 B 会議室

◆ 出席者

(委員)

駒村委員長、木戸副委員長、安藤委員、高橋委員、中川委員、星野委員、本木委員、秋本委員、岡芹委員、奥富委員、西村委員、丸木委員、久保田委員、笹川委員、吉田委員

(県)

荒井部長、内田副部長、鈴木副部長、小池少子化対策局長、樋口福祉政策課長、知久福祉政策課政策幹、渋谷社会福祉課長、沢辺高齢介護課長、松崎障害者福祉推進課長、岩田障害者自立支援課長、平塚福祉監査課長、長岡少子政策課長、小島子育て支援課長、牧こども安全課長

1 開会

2 あいさつ

3 会議の公開について

○原則公開、傍聴人 1 人

4 議事録署名委員の指名

○丸木委員、久保田委員を指名

5 議事

「福祉分野における重点施策について」

(駒村委員長)

それでは次第「5. 議事」に移りたいと思います。事務局から議事の「福祉分野における重点施策について」、はじめに「生活保護受給者に対する自立支援」から説明をお願いします。

<資料1及び2に基づき説明>

(渋谷社会福祉課長)

本日はアスポートの各統括責任者が同席していますので、個々の詳しい事業内容については、各統括責任者らが説明します。統括責任者を紹介します。教育支援担当統括責任者の白鳥勲様です。就労支援担当統括責任者下村朋史様です。住宅支援担当統括責任者の青木孝志様です。それでは個々に説明させていただきます。

(アスポート白鳥氏)

白鳥と申します。よろしくお願いします。資料1-2「教育支援事業」に基づいて説明させていただきます。

私たちがやっている事業の柱は2つあります。1つは家庭に直接伺って、「今、学校での勉強はどんな具合か？」と。また場合によってはなかなか学校に行けない子も多いので「どうして学校へ行けないのか」と。それから進学について「何か迷っていることや困っていることはないか」というようなことを直接保護者の方や生徒さんにお聞きします。ただ悩みを聞くだけではなくて、17か所の学習教室があるので「そこへぜひ来ないか」とお誘いをする仕事が、大きな柱の1つです。

もう1つは、実際に子ども達が今17教室に632名来ていますが、率直に申し上げるとその半数が、小学校4年の壁がなかなか超えられません。分数や小数がなかなか理解できず、中学校の数学の授業は彼らの言い方だと「ほとんどお客様状態で聞いていて、質問をすることも分からない」と。そのような子ども達が多く、とにかく分からないことからスタートするという教室です。そして3年生は高校進学に向けた学習です。のちほど申し上げますが、大学生が多く来ているので、大学生と私たちがマンツーマンで学習指導をしています。授業についていけない子ども達はマンツーマンでひとりひとりの状況に合わせた教え方、相談活動をしないと、なかなか子ども達の心を開けないという状況です。マンツーマンで学習指導をしながら、自信をつけて、

自分でも家庭でも勉強ができるようになるということを目標としています。以上、2つが事業の柱となります。

この4月から実際に何人ぐらい来ているかというところ、中1～中3の全学年で対象者2,300人のうち、実際に家庭訪問でいろいろな相談を受けたり、アドバイスをしたりしている生徒が1,253人、学習教室参加者が12月末時点で632人。3年生に限って言うと、家庭訪問でつながっている生徒は575人、学習教室の参加者が327人です。

老人福祉施設での様子は実際にどのような感じかということ、資料の左に写真が載っています。デイサービスで夕方が空いています。この場合は6時から8時までこのような円卓で、マンツーマンで教えています。多い所だと30人や40人ほどの子ども達が来ていますので、この写真のような雰囲気です。

2ページです。実際に家庭訪問でどんなことが分かり、見えてきたかということのポイントだけ書かせていただきました。母子家庭の方が73～75%。圧倒的に多くのお母さんがなんらかの状態です。鬱や病気などで働けない状態で、子どももなかなか勉強が分からない、高校もどこを受けていいか分からない。親も親でなんとか勉強させなければ、と焦っている状態で、子どものことで相談できる人が身近にいない、我々が訪ねていかなければ相談できないという家庭が多い状況です。親自身が問題を抱えていて子どもを支える余裕がないのです。

子どもですが、先ほど申し上げたとおり、学校の授業が分からない、ついていけないと。なかなか先生にも質問できず、相談できる人がなかなかいないと。不登校の子どもも、去年も今年も6人に1人。私たちが家庭訪問して初めてその子の悩みを聞いたという状況です。家庭訪問で親を支えて、学習教室で子どもの居場所を作っていくことの大切さが家庭訪問を通じてみえてきました。

「子ども達の願い」という写真があります。クリスマスのときに皆が「志望校に受かりたい」「偏差値10上がりたい」「家族が仲良く幸せになりたい」といろいろなことを書いていました。

3ページです。もう少し学習支援の中身について説明します。大きくは3つに力を入れています。

1つは、先ほど申し上げた基礎学力の定着です。だいたい小学3年～4年ですね、小数や分数などの、いわゆる単純な足し算から割り算から応用に移る段階でつまづいていることが多いので、そのつまづい

た部分からのスタートとなります。学習教室のモットーは「分からないところを分からないと言っていいのだよ。必ず質問しなさい」ということで、彼らが質問しやすい雰囲気を作っています。入試対策としては、生徒の希望や適性を考慮したかなりきめ細かな形で取り組んでいます。不登校の生徒に寄り添うという面では、彼らも焦っているので、とりあえず学習教室に来て、遅れているところからスタートして、教材を準備してということで彼ら自身に自信をつけさせながら、できたら中学校へもう一度行って高校へも行けるということでやっています。

昨年度は、3年生305人中296人、97%の高校進学と一昨年度よりも10ポイント増という成果を挙げることができました。支えと学びの場所があれば、彼らがきちんと自分の進路を送ってできると。

一番助かっているのは41大学600人の大学生のボランティアの方々の存在です。ひと月に平均すると440人ほどの学生のボランティアが交通費だけで教えに来てくれています。大東文化大学だけで150人、100人を超えています。彼ら自身も教員や社会福祉士を目指しているので、実際に授業に伺って、教えるというこの教室での体験がすごく勉強になると言います。ひと月に一度、彼ら学生ボランティアのための研修会もやっています。

もう1つは、特別養護老人ホームのスタッフや入居者の皆様がお祭りに呼んでくれる、クリスマスには差し入れしてくれる、餅つき大会にも呼んでくれる。他にも流しそうめん、介護体験など、いろいろな場所で交流の場を設けてくれているので、子ども達にも「大人というのは頼りになるな」という思いを抱かせてくれます。これが一番ありがたいのですが、右下にある写真は、施設の方が合格祈願のお守りを手作りで渡してくれました。

最後になりますが、子ども達は確実に変わってきています。学習教室と家庭の中で。私たちの願いとしては、ただ進学するためではなくて、皆が支えていくのだから将来的には介護など自分たちも社会に還元できるような、そういう社会性を育てるということ。そのためにボランティア大会などもやっています。象徴的な例として、不登校を続けながら学習教室に入って、今高校2年生になっていますが介護職を目指している子どももいます。

最後のページですが、「アスポートがなかったらずっと休んでいるかもしれない。先生が家に来て手伝ってくれたから、ここまでできて

高校にも行ける」という生徒が多いです。何より嬉しいのは、親が元気になるのです。子ども達の変化が親を励まし、我々も励ましてくれるという。そのような形で、写真のように様々な人に支えられながら事業を展開しています。

雑ばくな報告で申し訳ありませんが、以上で終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(アSPORT下村氏)

アSPORT就労支援担当の下村と申します。よろしく申し上げます。職業訓練支援員事業ということで、資料1-3を御覧ください。私たちは、働く意思があってもなかなか就職ができないという方々に向けて、相談からその人に合った適性を見つけ、職業訓練を受講して、そこから再就職を目指していただくという形での支援を行っています。

具体的に申し上げますと、1つは家庭訪問で、生活の様子や、就職活動の悩みを聞き取るということを行っています。次に就労体験です。これは実際に民間企業等で働く体験を提供しています。もう1つが就労セミナー。就職に役立つ技能を身につけるということを行っています。これらについて説明させていただきます。

次のページを御覧ください。家庭訪問について。私たち支援員が対象者の家庭を訪問させていただくのですが、生活保護を受けて間もない方というのは再び働きたいという意思が高く、意欲があるのですが、この不況の中では再就職するというのは非常に困難を極めています。特に非正規雇用を繰り返している方、あるいは年代が40代以上になる方は再就職がなかなか難しくなっています。履歴書に書くことのできる資格、経験、技術が乏しいとなると、更に就職が困難になります。同じ職場でずっと働いてきたといっても、例えばガテン系と言われる力仕事を主にする方は、手に職という意味の技術という点では、その場にいればいろいろとできることがあるのですが、履歴書に書くということになると具体的な免許や資格がなく、いくら自分でできると言っても面接までたどりつけずに履歴書が送り返されてくるという状況があります。この就職活動がうまくいかないことが続けば続くほど、自信や意欲がどんどん低下してあきらめの気持ちが生まれてきてしまいます。

配付資料にあるグラフを御覧ください。我々の対象者も生活保護を

受けて2年以上経過している方が6割を超えています。多くの方が一度がんばっていた就職活動に対してあきらめの気持ちでいる中で、私たちが家庭訪問をするというのが実状となっています。

こうして働く意欲が低下して、世間の目が怖くなって、多くの方が引きこもりになっているのですが、家庭訪問をさせていただくと、まず家族や友人などがほとんどいないという方、1ヶ月にお話しする相手がケースワーカーしかいないという方も少なくありません。このような方々を私どもが訪問し、まずお話を聞くという立場で接すると、いろいろな悩みや不安、働いていたときや輝いてきたときの自分を語ってくださいます。そのような中から、その人の希望、できることを探し出して、外へ出て行くきっかけを作ることがこの家庭訪問の位置付けになっています。

いろいろと関係を築くことができれば、次のステップをその方々へ具体的に提供できることになるのですが、その1つが次の就労体験になります。

3ページを御覧ください。この就労体験では、1日6時間、1か月の期間で埼玉県内の企業、NPOなどの職場で実際に働く体験を行っています。現在23か所の就労体験先が確保されています。長く働くことから離れていた人が働く喜びを取り戻し、また、今までやったことのない新しい仕事に挑戦したいという働く意欲を高めることを目的としています。また、先ほどお話ししたような引きこもり状態になっている方々の中には、毎朝決まった時間に起きて食事をとって外へ出かけて家に帰ってくるという当たり前の生活習慣ができていない方がたくさんいらっしゃいます。この就労体験が、こうした日常生活の習慣を改善していくことにも効果を示しています。また、これは意図していなかったことでもあるのですが、就労体験先の協力企業の方々も、最初から生活保護受給者の方に対して前向きな方はそう多くなく、どちらかという世間一般で言われているイメージが強い方が多いのですが、実際に体験に参加してひとりひとりががんばっている姿を見て、「これだったらいろいろ協力していこう」と声を掛けてくださったり、他の就労体験先を御自身のネットワークを通じて紹介いただいたりすることもあります。あるいは就労体験先に参加した方をそのまま採用していただくということも、事例として生まれています。単なる意欲喚起以上の効果が就労体験では得られています。

次の6ページを御覧ください。就労体験で高まった意欲をさらに高

めていこうということで、先ほどお話しした資格や技能を身につけて、履歴書にいろいろ書ける、自分が自信を持って語れることができるものを作っていこうというのが、この就労セミナーになっています。

これは最短4日から1ヶ月の期間で実施しています。就職に役立つ基礎を学ぶ基礎力アップコース、実際に働く技能を学ぶ技能習得コース、資格を取得する資格取得コースという3つのコースを設定しています。技能習得コースは、特に埼玉県の地域性をなどを考慮しながら実施しています。埼玉県は倉庫業の採用が非常に多いのですが、採用条件でフォークリフトの免許が必要になってきます。逆に言うと、その免許さえあれば就職が可能になるということです。あるいは警備業の求人が埼玉県内には非常に多く出ていて人材不足の状態が続いているという情報を掴んでいます。50歳以上の男性で健康状態に問題がないという方であれば採用の可能性が非常に高いということで、その動機付けをするということに取り組んでいます。

次のページですが、このセミナーはそのような資格や技能、経験を身につけるということ以外にも、結果的に副次的な効果もあります。対象となる方10数名が私たちのセミナーに参加しているのですが、一定期間同じ境遇の仲間がその場面に集まるので、自然にお互いのことを話し合ったり、一緒に就職活動がんばろうと励まし合ったりすることで、真意とは別の横の関係がそのセミナーで生まれています。そして、「あの人が就職した」とお伝えすると「自分もがんばらなければいけない」と励まされたりして、さらなる刺激を受けながら就職に向けた取り組みを御自身で進めていくということにつながっています。

最後のページを御覧ください。こうした3つの支援の柱を進めて、今年度は772人の方が職業訓練を受講し、525人の方が就職されています。一番感じるところでは、特に就労に向けてどの方もとにかく焦っています。やらなければいけないという気持ちはどの方にも共通しています。しかし、焦って就職して、働いてみれば全然イメージと違っていて続かなかった、辞めてしまったという方も結果的にはいらっしゃると思います。いろいろなセミナーや体験を通じて、自分が何をやりたいのか、自分がどうなりたいのかという目的意識を時間をかけて構築すれば、結果的にどんな所で働いても簡単に辞めることを選ぶことはありませんし、採用する側にとってもそのような方々というのは高く評価される存在になっています。実際に就職した先の企業の方が

ら聞いていることも踏まえると、多少なりとも時間をかけてそのような目的意識を明確に持たせることが、結果的に長い意味での働くということの成果を生み出していくと考えています。

先日、1年ほど前に就職した方について採用した企業の方とお話する機会がありました。その方は一般の社員だったのですが、今回リーダー、主任へ昇格したという話を聞きました。就職が決まることも嬉しいのですが、1年かけて職場の中で培ってきた力がそのような形で評価されるということ、採用された企業の中でその方がいきいきと未来へ向かって働いていけるという姿も非常に嬉しい姿です。そのように「長きにわたって働く」ことを取り戻すことに、私たちは取り組んでいきたいと思っています。

昨今、生活保護受給者の方に対してはなかなか厳しい目が向けられているのですが、多少なりとも時間をかけてそのような就労に向けての学びの機会を提供しながら、今後も取り組んでいきたいと考えています。私のほうからは以上です、ありがとうございます。

(アスポート青木氏)

住宅ソーシャルワーカー事業総括責任者の青木です。

住宅ソーシャルワーカー事業は、住宅に困窮する生活保護受給者及び申請中の方の転宅支援を行なうとともに、利用者が安定した地域生活を送れるように支援のネットワークを作って支えていくという2つの柱によって運営しています。

この支援にあたる支援員はすべて社会福祉士です。資料にあるように、今年4月から12月までで577人が転居しましたし、転居後の家庭訪問も2,740回。この他の関係機関との連絡調整等が同じ回数ほどあります。

転居支援が必要な方とは、先ほど社会福祉課長からも説明がありましたが、無料低額宿泊所に入所されている方、そのほかに立ち退きを迫られている方、退院先が見つからない方などです。立ち退きを迫られている方の中には、だいたい家賃滞納によるものや、自宅のローンが払えなくなり競売にかけられている方、あるいは老朽化したアパートが取り壊しになる、仕事をクビになってその社員寮から出ないといけない、高額家賃のところから生活保護の基準内の家に移る方がいます。

資料に準備しなかったのですが、シェルターというものも私どもで

運営しており、シェルターを利用してそこから地域生活へ移るという方もいます。シェルター利用者の中で最近多いのは、刑務所を満期で出所してきた方、居候先から追い出される、DVを受ける、そもそも居候している主がいなくなってそこにいられない、漫画喫茶やネットカフェなどでの生活ができなくなる、ホームレス状態が続けられなくなるという形で緊急に家が必要になったという方です。シェルターは30日間の利用期間があり、その間に地域生活ができるような支援をしています。

地域生活の支援の内容について。地域のさまざまな社会資源を導入して、食事や金銭管理、あるいは通院服薬などの健康維持の支援、社会参加の支援などを行っているところです。要介護の方など、先日「老人漂流社会」という番組がNHKでありましたが、そのような高齢者についても地域のさまざまな社会資源を活用することによって、なんとか地域で生活できるようになるのではないかと考えています。

2ページには、転居の難しい例を書きました。また、3ページには地域生活の難しさと支援の例がありますが、これらを見るとすべて「〇〇がない」「△△ができない」ということになっています。多くのものが「ない」「ない」ですが、中にはありすぎてダメというものもあります。ペットがいる、家具が多い、家族が多い、障害や病気があるなど、さまざまなものも伴っていて転居先を見つけることが難しいと。高齢の方では、最近99歳の方の転居を支援しました。古くなった雨漏りのする家に住んでいて、それを取り壊すことになったのです。体は元気なのですが、高齢のため転居に関しては不動産屋さんなど誰もが首を傾げてしまうので、私どもがその人の強みを説明し、元気にこうしてがんばっている人ですと説得しながら家を探したという例もあります。

この中で難しいのは、やはり保証人や緊急連絡先がないという場合になろうかと思えます。結局保証会社が通らない、そうなるとうしても借りられないことになってしまいますが、私たちの支援ツールを通して、利用者が一生懸命がんばろうとしている姿に不動産屋さんも触発されて「じゃ、大家さんと会ってみれば」ということで、直接家主と面談してOKになるという例もあります。

次の地域生活の難しい例は、金銭管理、健康管理、食事、掃除、洗濯、ゴミ出しのルールなど、いわゆる日常生活を管理する力に欠けるということです。この中でも特に難しいなと思うのは、稼働年齢層。

高齢者や障害がある方の場合には、地域によって差がありますが、なんらかのサービスが受けられるチャンスがあります。それに対して稼働年齢層で引きこもりの傾向がある方はなかなか難しい。一生懸命かかわっても「監視されている」という受け止め方をされたりすることがあるので、辛抱強くかかわっていく必要があると思います。

私どもは地域生活が安定することを目標に最後まで支援をしようと思っています。その結果、利用者がどうなったかということ、4ページを見てください。住居を失った方の尊厳の回復ということで、事例を紹介させていただいています。利用者のさまざまな声は資料として配付した「支援員評価と利用者の声」という冊子にまとめてあります。利用者がどのように変わっていったかを表現したものです。

最後に、5ページについて。私どもは現在伴走型の支援を通して、利用者のひとりひとりが自分の能力を発揮して、居宅と地域生活ができるように支援をしています。その中で福祉事務所が現在抱えている課題は、あまりにも業務量が増え、パンク状態ではないかということです。しかし、ケースワーカーの増員はなかなか難しい。この福祉事務所の状況の中で、私ども職能団体が福祉事務所と連携して仕事していくことによって、利用者に対する丁寧な支援が可能になりますし、常に一定水準のサービスを提供することができると思っています。また、福祉事務所のケースワーカーと私どもの支援員が相互に切磋琢磨し合う、そうすることで双方の成長が期待できます。さらに私どもが地域の中でさまざまな社会資源を掘り起こして新たな支援の絆を創設していきます。このような活動が、当面のさまざまな課題を解決していく1つの手法ではないかと思っています。以上です。

(駒村委員長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様から御意見をいただきたいと思っています。御意見のある方はどうぞ挙手してお話してください。はい、笹川委員。

(笹川委員)

今、御報告いただいた内容の中で教えていただければと思います。

就労体験がとても重要だということで、企業の受け入れが23か所あるとのお話がありました。受け入れ企業を拡大していくアプローチはどうされているのかということが一点。

また、就労セミナーについて技能の取得と資格の習得と4つのコースが書かれているのですが、他にもコースがあれば教えていただきたいと思います。それぞれの就職率は、ニーズと関連があると思うので、企業側のニーズを受けたようなコースを作ることも必要なのかなと思いました。

あと先ほどの住宅のところでは分かりませんでした。シェルターと言われている施設はどのような所にあるのかを教えていただきたいです。

22年度からスタートしているということですが、一過性ということではなかなか解決できない課題だと思いますし、継続的に進めていただければという感想を持ちました。

(駒村委員長)

はい、事務局からお答えをお願いします。

(アスポート下村氏)

就労体験先の確保の仕方ですが、1つは私どもの事業も3年目になって、特に外との付き合いの中では対象者が就職をした先にアプローチをかけていたり、地域のいろいろな商工会、ネットワーク団体でお話しして御紹介いただいたりというケースが増えています。あとは、先ほどお話ししたとおり、現時点で就労体験先になっている所からの御紹介も少しずつ増えています。その辺の確保は少しずつですが広がってきていると思います。また、体験先の方もどのような形で受け入れるのか中身も含めて御紹介いただけるということで、大変助かっています。

その次の就労セミナーのコースについては、企業側のニーズに応じた支援ということで言うと、フォークリフトと警備員が非常にニーズの高いところです。あとは人材不足で言うと介護現場なので、介護の基礎技能講習も実際行っています。私どものほうで実施しているものでは、「介護をちょっとやってみたい」「介護に興味がある」「ヘルパーの資格は取ったのだけれど、仕事になかなか結びついていない」方が、再び学び直す、あるいは学びたいというきっかけを作るための講習を実施しています。その中で実際に仕事をやってみたいと思う方は、求職者支援制度で介護の資格を取れる講習が県内でたくさん実施されているので、それらの専門的な資格取得の講習へつなげて、そこか

ら就職していくということに取り組んでいます。

ただ男性の場合ですと、経験がなくてヘルパーの資格を持っているだけではなかなか就職が難しく、運転免許があれば送迎の仕事などないわけではありませんが、採用の枠はなかなか厳しいところがあります。昨今障害のあるお子様たちへの「放課後等デイサービス」と言われる施設では、どちらかというとな女性よりは男性、特に成人になる過程で体格が大きくなっていくと男性のヘルパーが非常に必要だということで、そのようなところに採用の枠、仕事先があるということ、介護イコール高齢者だけではないという知識もこのような講習の中でお伝えしながら取り組んでいるところです。

(アスポート青木氏)

シェルターについてお答えします。シェルターには3つのタイプがあります。1つは一戸建ての家です。これは個室の中で3人が共同で生活をするような施設です。あとはアパートです。二部屋分です。もう1つがホテル型なのですが、ホテルと契約し、空き室がある場合にそこを利用させていただくというものです。県内に5か所、熊谷に2か所、川口、草加、狭山にそれぞれ1か所ずつあります。アパート型は越谷で使わせていただいています。4月から12月の間に77人の方に利用していただきました。

(駒村部長)

ありがとうございます。他に御意見はいかがでしょうか。はい、西村委員、お願いします。

(西村委員)

お話をいろいろ聞いて、知らないことも分かりましたので、今日は私たちが生活していく上でも非常に参考になりました。

1つ伺いたいののですが、私が地域での取組として図書室と寺子屋を作って25年間活動してきました。これは、誰でも来て、参加していいよという形で運営していました。25年間、何千人もの子ども達が集まり、触れ合ってきたのです。

その中で、子ども同士が教え合うというのもいいかなと、今でも感じています。今は社会の環境がかなり変わってきましたが、当時はそのような自分の家を貸す、空いている家を貸してくださる方たちが地

域の中に結構いらっしゃったのです。無料で貸してくださった方をつなげていくという意味で、生活保護の方だけではなく、違う方たちも参加できるような仕組みを県では考えていらっしゃらないのかなと思います。

もうひとつは、こういう状況をもっと地域の方たちが知るということで「私はこれだったらできますよ」という方たちもたくさんいらっしゃると思うのです。たとえば、図書室を25年やっていたときの本が、いろいろな所に寄附したのですが、まだたくさん残っているのです。勉強は嫌いだけど本は読みたいという子どもたちもたくさん来ていたので、そういう情報をもっと普通に私たちに伝わればいいのにと 생각합니다。

私も今日参加してこの状況を聞いて、声を掛け合うことで子ども達にチャンスを与えることが、もう少しいろいろな支援ができるのではないかと思います。当時は市役所の職員や図書館の職員などがボランティアで勉強を教えに来てくださっていたのです。登校拒否、いじめられている子、いじめている子ども達も一緒に来て、一緒に勉強するという環境を作ってきたのです。それが先ほども言ったように、環境や地域も変わってきていますが、もっと子どもに関わる人たちが来てもいいような環境をもっと作っていただければ、子ども達の見方も少し変わっていくのではないかと思います。

今日の報告から私が得た情報の範囲で話しているので、少しずれていくかもしれませんが、少しお話をさせていただきました。

(駒村委員長)

はい、事務局、お願いします。

(渋谷社会福祉課長)

西村委員の御見識も立派だと思います。広く人が参加でき、生活保護以外の子たちも参加できることは1つの理想型なのです。

これは反論するつもりで言っているわけではなくて、生活保護の趣旨と私たち行政が関わっているところから、限界があるということをお理解いただきたいという趣旨で申し上げます。

生活保護受給世帯のリストやその人たちの情報というのはトップシークレット事項になります。テレビでタレントの名前が出ましたが、私にとって非常に不本意な話でして、あのような情報は絶対に漏れて

はいけないものです。なぜなら、特に母子世帯などで気をつけなければいけないのは、いじめにつながるからです。その子は引きこもりになります。引きこもりがうつを発生させて、この子を二次障害、三次障害に追いやって、ますます立ち回りができなくなるという難しい問題があります。そういう意味で、この事業に参加する学生さんたちも秘密をきちんと守れることを条件とする、そういう仕組みを作ったわけです。広く参加していただくということも、そういう意味で申し訳ありませんが、制限させていただいています。

(西村委員)

ありがとうございます。

(駒村委員長)

ありがとうございます。埼玉県のアスポート三事業は、この分野に関わる研究者の間でも全国的にもものすごく有名で、もうブランドになっています。先日、厚生労働省で生活保護の見直しのための大がかりな方向が出されました。これはほとんど埼玉県のアスポート事業を手がかりに作った制度だと思います。福祉の分野というのは国が理論的に動くよりは、やはり先端的な自治体が引っ張っていくという、その代表例になっているのかなと思います。全国が注目している事業なので、埼玉県には大切に育ててほしいと思います。

今の西村委員の御発言に関する議論は、国の貧困に関するさまざまな社会的排除や、典型的な貧困という議論の中にも出てきます。地域の資源をどう使うかということと個人情報管理の難しいバランスの問題は、国の委員会などでも指摘がありました。アスポートはその先端として、やはり失敗してはいけないということで、まずはギリギリの硬い線からやっているのではないかと思います。大変おもしろい議論だったと思います。

他の委員の方がいらっしゃいますか。はい、木戸委員、お願いします。

(木戸委員)

それぞれの事業の御説明をいただきまして、教育、就労、住宅という資源の提供のみならず、生活支援という視点で関わられているのは非常によく分かりました。継続的な支援にならざるを得ないと思うのですが、効果を出していけることを今後も期待しています。

その中で1つ、教育支援について質問です。子ども達が持っている課題というのは、受験を乗り越えるというのも1つの大きな成果だと思えますが、もっとさらに複雑な問題を抱えている家庭が多いのではないかと思います。そう考えたときに、例えばスクールソーシャルワーカーとの連携をどうなさっているのかをお聞かせいただければと思います。

あと、三事業全体に関しての質問です。最初、福祉事務所のケースワーカーへのニーズ調査、意見の聞き取りから始まっていると、本（『生活保護200万人時代の処方箋 埼玉県の挑戦』埼玉県アスポート編集委員会編・ぎょうせい）の中にもありましたが、やはり福祉事務所のケースワーカーというのは現場で一番肌を感じている部分が多いと思います。この事業が始まったことによるケースワーカーの評価について、何かあればお聞かせいただきたいと思います。

3つめは、少し先走りますが、課題になるかと思えます。生活保護を受給して長期化してくるとなかなか抜け出せないというお話がありました。言ってみればこのアスポート事業も開始直後はやったことの効果はわりと出てくるのではないかなと思うのです。やっただけのことはあると。ただ、やはり生活保護を受給している人たちが長期化している問題、複雑化、複合化した課題があるがゆえに生活保護から離れられない人たちが残ってしまうのではないかと。これは、私自身が東京都のホームレスの自立支援相談事業に関わっていた中でも、短期にホームレスになった人は比較的回復されていくのですが、不況が長期化している中で、その課題というのは残っていかざるを得ないのではないかと。そのときに、どのような方向性が見出せるのか。これらは今言うべき課題ではないかもしれませんが、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

（駒村委員長）

はい、事務局、お願いします。

（アスポート白鳥氏）

子ども達が抱える課題はたくさんあります。そんなにひどくはないけれども、ちゃんと面倒を看てもらえなかったネグレクト。宿題があっても教えてくれる親がいないということで、本当に手で足し算をやるような低学力の状況。相手と目と目を合わせて会話ができない、も

ちろん質問もできない、いろいろな意味での障害を持っているという問題に、現実、我々は毎日接しています。

我々のスタッフは今57名います。教員の資格を持っているスタッフが41名、他にも社会福祉士、社会福祉主事、臨床心理士、精神保健福祉士など、子どもの抱える課題に対応できる、そういうスタッフで今やっています。私自身も高校の教員、しかも退学者がたくさん出るような学校で40年間やってきました。実際に不登校や引きこもりの場合は、必ず学校の担任の先生に相談し、相談室登校も多いということですから、そこへ来ている相談員やソーシャルワーカーの方と、個々の対応について必要に応じて相談しながらやっています。それで少しずつ輪を広げて、その子の状況に一番合った具体的な指導形態を探求しつつ実践的にどうにかやっています。

あと、今大切にしていることですが、障害を持っている子ども達も結構来ています。今、東京大学の博士課程に在籍している臨床心理士が4日間勤務で診ています。特別支援学校にも見学に行き、コーディネーターの方にアドバイスをいただきながら、ひとりひとりの子どものケースに合わせた相談体制も構築し始めています。そのようなことを今やっています。

(渋谷社会福祉課長)

木戸委員の2点目、3点目については私のほうから説明させていただきます。

まず福祉事務所のケースワーカーの評価ですが、数字で捉えたものはありません。今、福祉事務所のケースワーカーは新規申請の件数が大変な数になっていて、その処理に忙殺されているのが実態です。本来のケースワーカーの一番やりがいのある、本当にやりたい仕事というのは、それぞれの担当したケースの皆様の自立、それも経済的な自立にかかわることだと思います。多くの福祉事務所ではそれができていないので、その点でこの事業については非常に高い評価をいただいていると聞いています。また、全国の福祉事務所からかなりの視察が殺到しているということからみても、そうではないかと思います。

次、3点目。複合化、長期化で、今後どうしても救いきれない、網の目から漏れてしまうケースが出てきてしまうのではないかという御指摘はそのとおりだと思います。これについては、100%は無理だと私は思っています。しかし2つの方法があります。1つはこの事

業をバージョンアップしていくこと。その中身については、来年度の事業において具体的にどうするかを現在検討しているところです。

2つめ、自立については御承知のとおり、自立は何も経済的な自立に絞らずに、家庭内での自立、身の回りのことは自分でできる、あるいはもう少しステップアップして通院や買い物が自分たちでできて、できれば周りの近所とも付き合い、ゴミ出しもきちんとできるという社会的自立。それから経済的自立。自立はそれぞれの人たちの、医学的、心理的、社会的な三段階の評価、最終的には職業的評価も入れて四段階評価で、客観的にその人を把握して支援をしていくという方向だと思います。

(駒村委員長)

他の御意見はいかがでしょうか。はい、中川委員。

(中川委員)

私ども議員も少し生活保護に関わっているのですが、今日現場の方のお話が聞いて大変興味深かったです。

私どもの視点として見ると、生活保護受給者の中に、自殺する率が一般の方よりも高いという部分、年度によっては一般の方の倍という厚労省の資料もある中で、この教育支援についてです。もちろんすぐに100%できるわけもないのですが、高校進学にもれた後は、その後の職業訓練のほうへ行くようになるのでしょうか。15歳以降のケアがどうなっているかということ。

あと、現在17か所でおやりになっているように見受けられますが、対象者のうち何割ぐらいのお子様がお見えになっているのかということ。また先ほども木戸委員さんが御指摘のあった学校との関わりでの課題はどのようなものがあるかということも、もしお感じになっているものがあれば教えていただきたいのです。

(駒村委員長)

はい、事務局からお願いします。

(渋谷社会福祉課長)

教育支援に落ちてしまった子、高校入試を失敗した子について。残念でしたと片付けるわけにはいきません。私どもとしては、別に高校

を出なくてもそれなりの資格を取れば就職できるわけですから、就労支援につなげられると考えています。

(アスポート白鳥氏)

資料に、今年度の取り組みのところで中1～中3の対象者が2,300人とあります。その中で生活保護は個人情報ですから、ケースワーカーさんを通じて我々に情報を知らせていただいた上で、「うちに来てもいいよ」という同意をいただかないとこの支援はスタートしません。その同意をいただいて家庭訪問を実際に行うというのが、約半数超で1,263。そのうちの半分の子どもたちが学習教室に参加しています。それ以外の半分の子どもたちは、なんとか自分でできるというケースと、親が勧めているのだけれど子どもが「嫌だ」と言ってなかなか来られないケース。それから完全に引きこもっていて、こういうたくさんの方がいる中では勉強できないケース。そういう子どもたちについては、我々が直接家庭訪問して話をしたり、場合によっては教えたりという支援をしています。ただし、中学3年生については575人中327名なので、家庭訪問ができた家庭の約6割の子どもたちが学習教室にやってきました。もう少し増やしたいと考えています。

それから学校との関わりについて。具体的に言うと、進学するときの書類はすべて担任の先生が書くわけですが、それから進学先も我々がアドバイスするのはいいのですが、主体的には中学校の成績でということ。ケースワーカーを通じて、まずは教頭先生のところに行って、かなりフォローしなければならない子どもについては担任の先生と相談しています。不登校の子については、場合によっては我々と先生とで、家庭で三者面談をして進路を決めるという取り組みをやっているところ。です。

アスポートという団体は、スタート時点では名前がよく知られていなかったのですが、今は3年目なのでむしろ学校の先生方のほうから「ちょっと相談したい」と問い合わせを受けるといった状況まで到達しつつあります。さらに広げていきたいと考えています。

(駒村委員長)

はい、ありがとうございます。他の委員の皆様から御意見はありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日の御意見をふまえてさらに事業を推進していただくよう努めてください。

次に発達障害対策についての説明をお願いします。

<資料4に基づき説明>

(駒村委員長)

ありがとうございます。発達障害者支援については先ほど御紹介いただいた丸木委員も中核発達支援センターで御尽力されていると聞いています。丸木先生から補足の御説明はありますか。

(丸木委員)

光の家療育センターの丸木です、よろしくをお願いします。

はじめに、県民の1人として県が子どもに予算をきちんと付けてくださったことと、縦断的ではなく横断的な新しい組織をつくって、そして仕事面では多層的・重層的に機動的な各関係機関の人たちの人材育成、啓発活動をしていただいたことに、お礼を申し上げたいと思います。

まず、光の家がなぜ中核発達支援センターなのかということをお理解いただくために、光の家のパンフレットを見ていただきたいと思います。

光の家は従前の重症心身障害児施設で昭和42年に開設されています。現在の入所者は332名、その中には常時医療が必要な方から最重度の自閉症、行動障害の人たちが100名ほど入所されています。うちの基本方針は一人一人の生きる力を引き出して心身ともに健やかな生活が送れるように援助することです。また、地域の社会資源として必要とされる施設づくりを目指しています。

それについての地域支援を平成8年ぐらいから始めています。青い部分が地域の事業なのですが、ものすごくニーズが高まっています。現在の状況では、非常に障害の重い子どもたちが在宅へ帰るようになっていて、在宅から呼吸器を付けたままうちへ帰る、その間の療育機関としてうちの日中一時預かりなどを利用しています。こういう所でも子どもたちは育っていくので、保育園に行けるようになったり、学校へ行ったりする子も出ています。

あと発達障害の児童発達支援センターです。放課後等デイサービス

も満杯です。障害者外来は障害者の専門外来なのですが、光の家はありがたいことに埼玉医大の関連施設で、同じ構内にありますので、各科の専門家に診てもらうことができます。リハビリは年々発達障害を中心に数が増えてきています。昨年から中核発達支援センター事業を運営しています。相談事業は早期から取り組んでいて、現在では三障害に対する相談事業から障害者就労支援事業まで展開しています。これらの事業は特に何か考えがあってということではなく、目の前の人たちがどんどん大きくなったりいろいろ変化していったりする中で始めたものです。うちは年齢によって切らずにずっと伴走していくという方針で行っています。

そういうところで、乳幼児から成人までの方がいろいろな職種の機能や機関を使ってうちの事業を使っていただいているというところで、発達障害については11年ごろから訓練が増えてきて、グループ訓練等を行っています。病院と児童福祉施設が合体した所ということで、医師、看護師、リハビリのOT、PT、ST、心理等、学校の先生といった職種が、多職種連携で幼児から大人まで切れ目のない支援を行ってきました。23年度の前の3年間に県や国からいただいた事業でやってきて、そういう実績もあって中核発達支援センターの指定をいただいたものと思っています。

基本的なスタンスとしては、病名を付けることではなく、本人や家族が困っていることを一緒に受け入れる、虐待の関係などいろいろな人が来ますがとりあえず全部受け入れる。そして一人一人の方が困っていることについて、いろいろとお聞きしながらやります。ですので、一人一人支援の量も質も全然違います。うちはネットワークを組んで社会福祉支援の1つとして、地域の資源の中の1つとして、地域に貢献していくというスタンスでやらせていただいています。

結果は資料に出ているとおりです。発達支援サポーターの育成は、保育園、幼稚園の方たちを中心に研修を実施して、約2,400人が受講しました。あと、行政の方を対象とした発達支援マネージャーの育成など、現場の人材育成を中心に行いました。また、幼稚園、保育所に対して継続して巡回相談ということで現場に行っています。

発達支援サポーター育成研修を実施した成果として、発達が気になる子どもに気づけるようになったのが82.3%、子どもの特性に応じた支援や配慮を行った結果、みんなと行動できるようになるなど子どもの行動に変化が現れたのが67.9%、保護者が子どもの様子を

受け入れているいろいろな変化があったのが84.7%と、そういう成果が受講者のアンケート結果から明らかになりました。

最初の年は、発達障害の子というよりは困っている子、本当に困っちゃう子、まったく来ないでほしいという子が、そうではなくて実は自分自身が困っている子なのだということに、保育士さんたちの気持ちがポンと落ちたのです。今年はスキルアップ研修を実施しているのですが、次は保育園や幼稚園にその子が来たときにどのような対応をするかということまで、すばらしい発想がどんどん議論の中で出てくるようになりました。私自身はそういうものを見て感激しているのですが、今0歳児から預かっている保育園の保育士さんたちは、国の中でもものすごく大事な仕事をしているのです。そういうことの自覚と責任感がものすごく強いのです。

特に小さい子ども、ゴールデンエイジでもありますが、そこからスタートしたのが本当に良かったと思っています。なぜなら将来人を信頼できる人になってもらいたいという目標に向かって行くわけです。発達障害の子は分からない、力の入れ方がうまくいかない、そのようなことで人を叩くように見えたり、分からないからパニックになったりということがありますが、それを1つ1つ理解していくと、その子のほうが困っているということに気がついたということです。幼児期はゴールデンエイジで、子どももすごく変わっていきけるのです。今までの外来を見ていると、一番伸びる時期です。そういう中に言語や認知、ADLの変化が大きく現れる時期であるということと、母親支援がすごく大事なのです。親御さんも「あ、そういうことだったのだ」と分かったときに何か受け入れる体制ができてきて、子どもが変われば親が変わる、親が変われば子どもが変わるということで、今の生活保護の理由と同じですが、そうしながら一緒に育てていくという形でやっています。

変な言い方をすると、発達障害児・者への合理的配慮はなんだろうという時代がきていると思うのです。やはり早期に困っていることに気付いてあげること、周囲の環境調整、理解者を増やしていくこと、点から面への支援、それから大人になってからの支援。先ほどの生活保護の中にもたくさんいらっしゃると思うのですが、大人になるまでに必要な生活スキルを身につけられるような支援が必要だと思うのです。

そして大人になったときに幸せでなければいけません。発達障害系

の子どもが増えているというのは愛着の問題がすごくあって、まず愛着がベースにしっかり入っている子は人を信頼できる、そして人を信頼できる大人になれるわけです。それを見据えた支援が必要です。

この事業は発達障害に限ったことではなく、どの子どもにも伝わることだと思います。同化・排除ではなくて異質共同。チューリップはチューリップにしかないし、バラにはならない、皆違っていいのだよということを理解していく必要があります。ただ、子どもによってはいろいろな支援の仕方が必要で、療育機関に関わらなくても保育園だけでよくなっている方もたくさんいます。そういう中で必要な支援を皆で理解し合ってやっていくということが今後の課題かなと思います。特に引きこもり対策として、大人になる前の小さいときには小さいときの、中学生には中学生の生活スキルをきちんと身につけていく、自分に自信をつけていく。自己否定がすごく多いのです。二次障害が強くなればなるほど自己否定的な人になってしまって、それがいろいろな問題を起こしているように見えたりするのですが、そのようなことがないような生活支援として、今後ともいろいろな機関とかかわってやっていきたいと思います。

(駒村委員長)

ありがとうございます。それでは委員の皆様からの御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

はい、安藤委員。

(安藤委員)

とりあえず親への支援の部分です。これはやられているかどうか、資料に書いていないだけなのかどうか分からないのですが、ペアレントメンターの方が同じ立場で相談をするということはものすごく大事なことであって、交流会や相談会に来られる方というのはやはり意識を持っていて、そういう交流も大事にしたいという方が多くいらっしゃると思うのです。逆に巡回支援の部分でそのようなペアレントメンターの方の巡回をやっていけばどうなのかなと。大変な作業になるのですが、その辺を今やられているのかどうかを確認したいのです。そのような同じ目線でのお話は親の耳に入っていきますので。その部分がまず1点。

もう1点が、私の周りにも発達障害のお子様を持つ方がたくさんい

て、埼玉県ではないのですが友人もそうなのです。「こうすればいいよ、ああすればいいよ」という形で言ってくれます。発達障害というのは気付きたくなかったという部分も、実際に親の立場としてあるのですが、その中でも「子どもが大きくなったらどうなるのだろうかということが一番知りたい」と言っていました。その中で、個人差があるのは重々知っていますが、大人になったときに「こんなに今元気でやっていますよ」「こうやってがんばっている方もいますよ」という例が分かるような支援を。発達障害は最近の名称なので大きなお子様がそうだと分からないかもしれません。そのようなことも何か1つ加えていってあげればどうかと思います。いかがでしょうか。以上2点です。

(駒村委員長)

はい、事務局からお願いします。

(知久福祉政策課政策幹)

お答え申し上げます。

1点目の親支援で、ペアレントメンターの状況についてです。できるだけ県内各地でメンターの相談や交流ができるように、入間市、深谷市など県内各地を廻って受けられる形を、委託先である自閉症協会の皆様と進めているところです。今、委員からお話のあった巡回支援に同行すればどうかということですが、数が多いので、発達支援サポーターの研修会には親の会の方々に講師として来てもらって、親の立場をよく理解していただく研修を行っています。こういうことを通じて、保育士が親の相談に乗れるようにスキルアップを図っていききたいというのが、当面の課題として進めているところです。

それから2点目の大きくなったらどうなるのだろうかという御質問かと思います。今年度取り組んでいるのが、成人期の啓発冊子です。成人期に例えば大学へ行ったとき、就職の際につまづきやすい特性があります。ただし、周りの支援があればきちんとした社会生活が営めるということで、そういった面での啓発冊子を作成中です。また発達障害の当事者にも御参加いただいて、県民向けにセミナーなども開催し、発達障害のある方の将来像が見えるような形にしていきたいという考えで、今成人期支援も併せて進めているところです。

(駒村委員長)

ありがとうございます。他の委員はいかがでしょうか。

はい、笹川委員。

(笹川委員)

埼玉県は、手帳所持者で知的障害者数と精神障害者数を合計すると概数で6万6千人の方がいると思いますが、その中で発達障害の方がどれくらいいらっしゃるのか、データがあれば教えてください。

2点目は、子育て講座を開催しているとのことですが、食生活に関する講座があれば、その取組み内容について教えてください。

特に、食生活は基本的な健康管理や日常生活の基盤に関わる部分であり、最近の欧米での研究では、障害の原因が食事の取り方にあるのではないかとの情報もあります。具体的には偏食や過食、また糖分の取りすぎなどが取り上げられています。企業側では昼食時の食べ方や炭酸飲料等の飲み方等、部分でしか対応できない面があり、家庭や学校等でも、意識した対応が必要ではないかと感じています。

(駒村委員長)

はい、では事務局からお願いします。

(知久福祉政策課政策幹)

発達障害者の推計人口ですが、文部科学省が調査した結果がこの12月に出ました。それによると、全国調査なのですが、通常学級に在籍する発達障害などの児童の割合ということで、15歳未満の人口で6.5%と。それを基に計算すると約6万3千人となります。あくまでこれは推計でして、学校の先生の立場から見て発達障害が疑われる児童生徒数のデータです。

2点目の親支援の中に食育が入っているかどうかですが、食育というのは日常生活の中で非常に重要な支援です。発達障害の方の中には、こだわりや感覚過敏などにより偏食がある子も多いので、幼稚園、保育園の先生方の発達支援サポーターの育成のテキストの中にも偏食への対応方法を載せています。また、それを基に研修を行っています。直接食育ということではありませんが、間接的にその中で行っているという状況です。

(駒村委員長)

ありがとうございます。はい、安藤委員。

(安藤委員)

すみません、先ほどの質問で、私は成人の支援ではなく、成人をされた方がこのようになりましたよという良い事例を、今小さいお子さんをお持ちの方にもうまくお話ししてあげて、その親が希望を持てるようにやってあげればどうですかということ、1点させていただいたのです。

あと1点。これはお答えいただかなくて結構ですが、いくら研修を受けても親の気持ちにはなれないと思うので、こちら側に来られる方はいいのですが来られない方のために、巡回支援、親の方と触れあう機会も作ってあげればどうかと思いますので、これは意見としておいておきます。

(駒村委員長)

では前半について、事務局からお願いします。

(知久福祉政策課政策幹)

はい、成人期のところではなくて、今若い親御さん、小さな子をもっている親御さんが、どうしても将来像が見えなくて不安だと思います。その辺については将来像が見える形で、成人期で成功された例などを取り上げながら、なんらかの形で伝えられるようにしていけたらと考えております。2点目の親の気持ちは非常に大切ですので、そのことをしっかりと踏まえて今後施策を進めていきたいと考えております。

(駒村委員長)

はい、ありがとうございます。安藤委員、よろしいでしょうか。

(安藤委員)

はい、どうもありがとうございます。

(駒村委員長)

他の委員からは御意見いかがですか。

中川委員のほうから御意見があるようです。お願いします。

(中川委員)

今日は、お伝えしたい資料があるのですが、委員長、よろしいでしょうか。

(駒村委員長)

事務局はよろしいですか。ではお願いします。

(中川委員)

時間の関係もあるので、配っていただきながら、資料と直接関係のないことを大きく3点、お尋ねします。

先ほど丸木委員さんからの御発言は大変分かりやすく、大変ありがたなお話だったのですが、一方で、県の資料や県の考え方の中で、先ほどお話があった、例えば大人になるまでに生活スキルを身につけるとか、生まれてから診断されたり「この子ちょっと気になるね」と言われたりした後から20歳、30歳またはそれ以上になるまでの間、行政でいうと福祉部、保健医療部、教育委員会、ともすると警察も関わってくる場合もあるのかなと思うのです。警察と申し上げたのは、いつも新聞やテレビ報道で「育児に悩んでいた」ということで子どもを殺してしまったり、心中を図ったりする事件が見受けられます。こういう事件の中で、警察ですから当然個人情報には出ませんが、発達障害なりそのような傾向のある子、そういう子だったのかということが、いつも私は気になるのです。

その中で、先ほど丸木委員がおっしゃったようなことが今後県として体系的な資料になっていくのかということ、実は事前に伺ったところ、今はないそうなので、ぜひそれを作っていただきたいと思うのが1点。

2点目に、先日埼玉医大の発達障害の専門の先生に伺ったら、3歳までのほとんどの子どもがADHD（注意欠陥・多動性障害）だと。少しオーバーな言い方に聞こえるかもしれませんが、いろいろな考え方があるので私の考えが必ずしも合っているとも思えないのですが、「発達障害」の「障害」という言葉よりも「発達のおくれ」「気になる子」という表現のほうが、デリケートな話なのでなんとなくお母さん方にはストンとくるのではないかと思います。県でもいろいろな方

に相談して作られたのだと思いますが、「子どもの発達障害がわかる」本というのは、私の考えとしては、以前作られた「こういうところが気になりませんか」という感じの表現のほうが、うまく言えないのですが、いいのではないかと思うのです。仮に今後、この本を増刷する、あるいは作り直すときの視点についてお尋ねしたいです。

私の知っている何人もの子が保健センターで健診を受けたときに「ちょっとこの子は発達障害かもしれませんね」と言われて、成長していくと結局それが、もちろん保護者は気をつけて、人によっては専門の方に相談すると思いますが、結果的に埼玉県内の有数の進学校に通うようなまったく社会性の問題ない子だったりすることが結構あります。特に男の子は発達が遅い気がするのですが、そういう意味で問題提起をさせていただきたいと思いました。

(駒村委員長)

はい、分かりました。事務局のほうから今の御意見について。本の話もあったかと思いますが。

(知久福祉政策課政策幹)

まず1点目、将来にわたって支援できるようにというお話だったと思います。発達障害は先ほどからお話にあるように、グレーゾーンまで含めると大変多いことが分かります。そのためどの機関でも発達障害の特性が理解できるような情報提供を行っていく必要があるのかなと思っています。具体的には、先ほどからお話がありますが、今年度は外部の委員も含めて支援体制検討委員会を設けて、発達障害の支援機関やサービス一覧をまとめた冊子を作ろうということで進めているところです。なるべく体系的なものを作っていきたいと思っています。

2点目の発達障害の言葉づかいについて、「発達障害」と出すべきではないというお話だと思います。それはケースバイケースで、冊子の性格によって違うかと思っています。昨年度に4冊の冊子を作りましたが、なるべく幅広く支援ができるような体制をとろうという場合については、発達障害を前面に出さずに「発達の気になる子」という形で作りました。また、しっかりと発達障害というものを伝えたいという場面においては、「発達障害」という言葉を使っています。ケースバイケースでパンフレットの言葉づかいを使い分けて、適切な表現にし

ていきたいと思っています。

(駒村委員長)

はい、中川委員。

(中川委員)

ありがとうございます。最初の体系的な部分ですが、サービスメニューだけではなく、先ほど丸木委員さんがおっしゃっていた、目標や目指すべき方向性まで書かれた資料になるのかをお伺いしたいのです。なぜなら、せっかく配っていただいたのでこれみよがしに説明するような内容ではないのですが、皆様御承知のと通りの特別支援学校、特別支援学級の生徒数の増加のグラフの資料です。これは私の意見ですが、先ほど丸木委員がおっしゃっていた「困った子が困っている子なのだ」という部分がまだ教育の世界で定着していない、排除している部分が見受けられるような気がするのです。ですので、埼玉県は、例えばインクルーシブを目指すなど、そういう方針を外部がおっしゃるのではなくて、埼玉県から、冊子を作ることがすべてだとは思いませんが、きちんと方針をたてていただきたいと思うので、確認したいのが1点。

高等部の卒業後の進路をお配りさせていただきました。字が小さくて恐縮です。見ていただきたいのは知的障害の部分です。私がこの知的障害の中に、一部発達障害の生徒が含まれているように思うのです。そういう中で考えると、就職率は上がっているのですが、就職できない子が増えているという部分の問題意識をどのように考えていらっしゃるのか。例えば職場体験がまだまだ不十分だと私は思いますが、職場体験といっても民間の方にお問い合わせするだけではなくて、おそらく教育委員会はいまだに障害者の雇用率は低いと思うので、そういう意味で横断的な、どういうところに課題があるかということを整理した資料が必要だと、先ほど申し上げました。雑ぱくですが、だいたいこのような感じですよ。

(駒村委員長)

はい、事務局から。資料の整理に関することですが。

(知久福祉政策課政策幹)

まず一般論としてインクルーシブの話です。私たちは発達障害者も含めて障害者については、埼玉県障害者支援計画に基づいて進めています。その中の基本理念として、障害のある人もない人も分け隔てなく、共に育ち学び働き活動できる社会、共生社会の実現を目指していくというのが、県の計画の基本理念です。

教育については、教育局へバトンタッチさせていただきます。

(駒村委員長)

すぐにお答えできますでしょうか。もし時間がかかるようでしたら、他の委員から今の御質問、あるいは違うことでも。丸木委員、何かありますか。

(丸木委員)

私が今すごく大事だと思っているのは、先日、自立を目指す青年期、成人期の支援に関する県主催のセミナーを受けたのですが、アスペルガー同士で結婚している方が、生活の困難さを話していました。今、全体的にコミュニケーションがすごく減ってしまっているのです。その方は、「青年期は自分と向き合う大事な時期なのだ。まず自分の現状をしっかりと見つめなさい。そのためにはもっと前からスキルを身につけなければいけないよ。」と、強く言っていました。

その前の講義では、東大の大学院を出ているのだけれどもまったく就職ができないなどのお話がありました。生活のスキルと働くスキルは違うというところで、ライフスキルでつまづいている人が多いのです。これはおそらくグレーゾーンを含めるとものすごくたくさんいると思います。そういうところが今後大いに力を入れてやっていかないといけないのかなと思います。

現場は、場所によってすごく温度差があります、いくらでも。うちの近くでは就学支援委員会で「ボーダー以下の子でも普通にいるほうがいいね」など、しょっちゅう入れ替えるのです、親御さんとご本人の様子によって。ですから必ず何か名前が付いたから排除するというのはなくて、かなり柔軟な対応ができるようになっていきますし、小さい子については10ヶ月、1歳6ヶ月健診などで、全体的な貧困、貧しさを感じるような家庭には、そこから〇〇教室など見守りをどんどん入れるようにして、すぐに「〇〇教室」とは言わないで「お母さん、こういう所があるよ」と呼びかけています。そういう形では、か

なり誘導されているような配慮があるのかなと思います。

(駒村委員長)

事務局はよろしいですか。

(特別支援教育課 小林主任指導主事)

教育局の特別支援教育課の小林です。まず1点、中川先生のほうからお配りいただいた特別支援学校、特別支援学級の児童生徒数の推移について。おっしゃるように年々学校や学級に通っている児童、生徒の数は増えているのですが、丸木先生のほうからもお話しいただいたとおり、決して排除の中で特別支援学校や特別支援学級に子ども達が追いやられているということではなく、やはり早期発見、早期に丁寧な対応をしていただいた結果、やはり専門的なところでしっかりとした学びをしていくということについて親御さん方の理解が深まる、そして特別支援学校や学級について垣根が低くなっているということが、このように増えていることにつながっていると、我々としては思っています。

また、今お話があった特別支援学校の就労についてですが、まだまだこれは十分とは言えないなと我々は思っています。就労関係課とも連携して、職場体験、またそうした所の開拓についても積極的に取り組んでまいります。

これとは別に、高校などでの進路指導についても、どうするかということが今教育局の中で1つの課題となっています。まだまだ取りかかったところなのですが、これから一層取り組んでいきたいと思しますので、御助言よろしく申し上げます。

(駒村委員長)

はい、では中川委員お願いします。

(中川委員)

ありがとうございます。好みの問題ではなくて、丸木さんから説明されるとストーンと落ちるのですが、丸木さんがおっしゃっていたようなことが、多くの担当の方におっしゃっていただけるようになるというのと、希望を持っています。

具体的には、幼稚園以外の児童発達支援施設というのが結構多くの

市町村にあると思います。県としてどういう関わりを持っているのかということ伺いたいのです。例えば、ある幼稚園に通いながら、児童発達支援施設に通うことができる施設と、そうでない施設があります。保護者の方から見ると、幼稚園と児童発達支援施設の連携がとれていないのではないかと御指摘をされる方もいらっしゃるのですが、どのように捉えていらっしゃいますか。

(駒村委員長)

はい、事務局からいかがでしょうか。

(知久福祉政策課政策幹)

児童発達支援施設については、まず発達障害に対する理解が欠かされていないので、昨日も職員の資質をアップするための研修会を行っていきまして、発達障害の理解促進を積極的に進めています。また、個別な療育ができるように、モデル事業としてそこへ作業療法士などを置いて、発達障害の療育ができるような体制も、今年度からモデル的に取り組んでいるところです。

また、幼稚園と児童発達支援施設との連携は、大変重要ですので、より連携が図れるよう、研修等の中に取り入れて進めていきます。

(駒村委員長)

かなり時間も迫っているのですが、御意見がある方はよろしいですか。はい、ありがとうございます。

では、この辺で議論を終了させていただき思います。本日の御意見を踏まえ、さらに事業の推進をしていただくようお願いいたします。

最後に次第の6「その他」ですが、事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の審議会の日程についてです。こちらについては、委員長と概ねの時期を調整させていただきまして、委員の皆様にご都合のいい日をお伺いして開催日を決定させていただければと思います。なるべく多くの委員に御出席賜りたいと思いますので、よろしく申し上げます。また次の議題についても、そのときにふさわしい課題等を委員長と調整させていただければと思います。以上です。

(駒村委員長)

はい、ありがとうございます。他に何かありますか。

特にないようなので、これをもちまして本審議会を終了させていただきます。御協力いただきまして誠にありがとうございます。

(司会)

本日はさまざまな御意見をいただき、誠にありがとうございます。以上をもちまして、第22期第2回埼玉県社会福祉審議会を終了することとします。どうもありがとうございました。

11 閉会